

奨学金の貸付を行います

将来、社会に貢献する人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行います。

申請資格

次の全てに該当する人
①市内に本籍を有する人、または市内に引き続き5年以上住所を有する人で、高校生および大学などに在学する学生

②品行方正で学業成績優秀な人

③身体、精神ともに健全で、成業の見込みのある人

申請期間 4月1日(土)～30日(日)

申請方法 奨学金借入申請書に次の書類を添えて教育総務課へ提出してください。

- ①学校長の推薦書(新1年生は出身校、そのほかの学年は在学校の推薦書)
 - ②住民票(世帯全員分)
 - ③入学許可証の写し、または在学証明書
 - ④同一生計世帯員の令和4年分の源泉徴収票(確定申告をした人は確定申告書の写し)
- ※申請書は教育総務課、各地域局に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

貸付月額 高校生1万8000円

／大学等学生4万4000円(貸与型・無利子)

貸し付けの決定

5月下旬に審査し決定します。(審査基準は世帯所得、学業成績など)

貸付期間

貸し付け決定年度の4月から当該学校卒業の月まで

定員

高校生2人以内／大学等学生5人以内

奨学金の返還

卒業後満1年を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中に返還

奨学金返還免除制度

この奨学金には、要件に該当する人を対象とした奨学金返還免除制度があります。

対象

次の全てに該当する奨学金返還中の人

- ①令和3年4月1日以前から市内に住所を有し、実際に居住している人
 - ②奨学金返還の滞納がなく、市税などを完納している人
- 免除額 奨学金貸付額の12分の1を上限とし、毎年度決定します。

免除期間

4月から12カ月間

申請期間

4月30日(日)まで

※免除申請は毎年度必要です。

☎教育総務課 21・1500



消防署だより



人事異動時は担当者の確認をお願いします

市内の事業者などで、次に該当する場合は各届出書を消防本部予届出様式は市ウェブサイト内の高梁市消防本部・様式メニューからダウンロードできます。

①防火管理者が変更された場合：

防火管理者選任(解任)届出書、消防計画作成(変更)届出書

②危険物保安監督者が変更された場合：

危険物保安監督者選任・解任届出書



2月の火災・救急件数

火災 2件(前月から1件増)

救急 129件(前月から70件減)

☎消防本部予防課 21・0121

消防団活動に協力的な事業所へ表示証を交付

事業所による消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに、地域防災活動体制がより一層充実されることを目的として、消防団活動に積極的に協力している事業所に「高梁市消防団協力事業所表示証」を交付いたします。

令和4年度分は次の11事業所に表示証を交付しました。

- イーグル工業(株)、岡山イーグル(株)、(有)カーライフ那須、(株)三美産業、住友電工焼結合(株)、武田鑄造(株)、中村建設(株)、日軽形材(株)、備北バス(株)、(株)山室建設、(株)勇成建設

☎消防本部消防総務課 21・0122

